

第39号議案関係資料

「品川区手数料条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、「番号法」(*)が改正され、令和3年9月1日より、個人番号カードの発行主体が各市区町村から、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に移ることとなった。

この改正に伴い、個人番号カードの再発行の手数料の規定を削除する。

2. 改正内容

「個人番号カード再交付手数料」を、別表(第2条関係)より削除する。

- (1) 手数料の名称 個人番号カード再交付手数料
- (2) 手数料の額 再交付申請のとき、1件につき800円
- (3) 事務フローの比較

【改正前】

区民	①カード再発行申請
	↓手数料支払い
品川区	②区歳入

【改正後】

区民	①カード再発行申請
	↓手数料支払い
品川区	②歳入歳出外現金
	↓納入
J-LIS	③機構収入

徴
の
収
委
事
託
務

→

3. 別紙資料

別紙1 品川区手数料条例新旧対照表

4. 施行期日

令和3年9月1日

(*) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

品川区手数料条例新旧対照表

新				旧			
○品川区手数料条例 別表（第2条関係） (2) 地域振興部関				○品川区手数料条例 別表（第2条関係） (2) 地域振興部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
(削除)				21 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付	個人番号カード再交付手数料	1件につき800円	再交付申請のとき。
付 則 この条例は、令和3年9月1日から施行する。							

第39号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）」および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）」により、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）」および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）」の一部が改正され、品川区手数料条例上、薬機法およびその施行令を引用している条文に条ずれが生じたため。

2. 改正内容

引用条項の整備のみであり、窓口等における事務に変更は生じない。

新	旧
30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	30 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査
32 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	32 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査
34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

法律施行令第 80 条第 1 項第 1 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	施行令第 80 条第 1 項第 1 号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査
36 の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 6 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の更新の申請に対する審査	36 の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 4 項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の更新の申請に対する審査
36 の 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	36 の 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 5 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付
36 の 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	36 の 5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付

3. 施行日

令和 3 年 8 月 1 日

4. 関連規則の改正

(1) 品川区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律施行細則

引用条項の整備のみであり、窓口等における事務に変更は生じない。

(2) 品川区保健所長委任規則

引用条項の整備のみであり、窓口等における事務に変更は生じない。